

届出制手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>35%</u> を上限とする金額 （期間の定めのある雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>35%</u> を上限とする金額 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 ＊上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>35%</u> を上限とする金額 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

返戻金制度に関する事項

弊組合の紹介により、勤務を開始した求職者が、自己の都合により退職した場合、または求職者本人の責に帰する事由により解雇された場合、弊組合は求人者から受領した紹介手数料のうち、次の基準で紹介手数料を返還するものとする。ただし、求人者の責に帰する事由により解雇、退職もしくは求職者の死亡など不測の事態による退職の場合、本制度は適用されません。

入社日より 1ヶ月以内の退職の場合	紹介手数料の <u>80%</u> を返戻いたします。
入社日より1ヶ月超 3ヶ月以内の退職の場合	紹介手数料の <u>50%</u> を返戻いたします。
入社日より3ヶ月超 6ヶ月以内の退職の場合	紹介手数料の <u>20%</u> を返戻いたします。
入社日より 6ヶ月超の退職の場合	返金なし

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 25-ユ-300297

滋賀国際事業支援協同組合 有料職業紹介所

滋賀県守山市今宿二丁目9番22号